

京都市教育長訓令甲第1号
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市教育長 在田 正秀

第3条学校指導課の款第14号中「向島秀蓮小中学校教育企画推進室」を「京都京北小中学校教育企画推進室」に、「京北地域小中一貫教育校教育企画推進室」を「新定時制高校開設準備室」に改め、同条向島秀蓮小中学校教育企画推進室の款及び京北地域小中一貫教育校教育企画推進室の款を次のように改める。

京都京北小中学校教育企画推進室

- (1) 京都京北小中学校の教育に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 京都京北小中学校の教育に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 京都京北小中学校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

新定時制高校開設準備室

- (1) 新たに設置する定時制の課程を置く高等学校（以下「新定時制高校」という。）の開設に係る企画及び立案に関すること。
- (2) 新定時制高校の開設に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 新定時制高校の開設に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)